第四項の表大阪ＩＬＳの項中「国土交通大臣
東京都千代田区」を「上欄に同じ」に改める。

第五項の表帯広ＤＭＥの項中「昭和51年７月15日」の次に「（平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十一年八月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第八百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1033	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「宇都宮馬場通り西地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	宇都宮馬場通り西地区市街地再開発組合	栃木県宇都宮市馬場通り四丁目３番７号	平成21年７月13日

○国土交通省告示第八百二十号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第六百六十七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

三に次のように加える。

ホ　大阪府大阪市北区中之島二丁目三番三十三号大阪三井物産ビル十三階

○国土交通省告示第八百二十一号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

三ソ中「長野県松本市島立八百二十五番地二」を「長野県松本市鎌田二丁目三番五十号」に、ワ中「鹿児島県鹿児島市上之園町二十四番地四」を「鹿児島県鹿児島市東開町三番地三十七」に改める。

○国土交通省告示第八百二十二号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第二項の規定に基づき、次のように都市公園を設置すべき区域を定めたので、告示する。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

名称	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
位置	奈良県奈良市佐紀町、二条町一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目（平城宮跡区域）
区域	別紙図面のとおり（略） （国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十一年七月三十日から二週間公衆の閲覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第二項、第三項及び第十九項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月三十日　　国土交通大臣　金子　一義

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

別添四十二18・中「別紙11に基づき」の下に「、電気式プラグインハイブリッド自動車にあっては別紙12に基づき」を加える。

別添四十二別表１中「蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている」を「電気式プラグインハイブリッド」に改め、同表に次のように加える。

別紙12	電気式プラグインハイブリッド自動車	ガソリン、ＬＰＧ、ＣＮＧ又は軽油を燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して蓄電装置に充電する機能及び蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えたもの
	ＣＳ試験	電気式プラグインハイブリッド自動車において、外部充電による電力を用いないで走行する際（以下「ＣＳ状態」という。）の排出ガス量を測定する試験（電気式ハイブリッド自動車に適用する試験と同様である。）
	ＣＤ試験	電気式プラグインハイブリッド自動車において、外部充電による電力を用いて走行する際の排出ガス量及び蓄電装置の電気量収支等を測定する試験

別添四十二別紙10中「電気式ハイブリッド自動車の排出ガスの測定方法については、」を「電気式ハイブリッド自動車又は電気式プラグインハイブリッド自動車のＣＳ状態での排出ガスの測定方法については、」に改める。

別添四十二別紙10の４・２・１中「有位性」を「有意性」に改める。

別添四十二別紙11の次に次のように加える。

別紙12

電気式プラグインハイブリッド自動車の排出ガスの測定方法（８．関係）

電気式プラグインハイブリッド自動車の排出ガスの測定方法については、以下に定める方法により行うものとする。ただし、第41条第１項第４号、第８号及び第12号並びに第119条第１項第２号、第４号及び第６号の適用を受ける自動車にあっては、ＣＳ試験のみを行うものとする。なお、その他排出ガスの測定に係る規定については、電気式プラグインハイブリッド自動車以外の自動車と同様に適用するものとする。

1.　排出ガスの測定方法

ＣＳ試験は1.1により行い、ＣＤ試験は1.2により行うものとする。

1.1　ＣＳ試験

別紙10に定める方法により、ＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法による走行において、排出ガス成分ごとの排出量及び電気量収支をそれぞれ測定する。

1.2　ＣＤ試験

次の手順により測定すること。

⑴　別紙５の2.ＪＣ08Ｃモード法の場合と同様にモード走行前のＣＳ状態で車両条件設定を行う。ただし、⑵で放電を行う必要がある場合にあっては、所定の充電レベルに設定するのに必要な走行（電動機のみによる走行等）を追加して行うこともできるものとする。

⑵　⑴における車両の放置（ソーク）と並行して、気温293Ｋ（20℃）以上303Ｋ（30℃）以下の環境下で、任意の充電レベルになるまで蓄電装置の充電又は放電を行う。任意の充電レベルとは、通常の使用において想定され、かつ、⑶の走行にてガソリン、ＬＰＧ、ＣＮＧ又は軽油を燃料とする原動機が起動する範囲内とする。なお、任意の充電レベルでの測定方法と同等の測定方法であると証明することが可能である場合には、当該測定方法によることもできる。

⑶　別紙６－２により、ＪＣ08Ｃモード法と同様にモード走行を開始し、ＪＣ08モードを１回走行して、別紙10に準拠した走行前後の電気量収支測定、別紙８によりＣＯ等の測定及び必要に応じた別紙９によるＰＭの測定をすること。